

服務に関する基本的事項

「教師となって第一歩（令和 2 年度）」から一部抜粋

服務とは公務員がその職務に服する場合の在り方を言います。ここでは法規等と関連させて、公務員が職務に服する場合に生ずる義務や制限等について触れます。

公立学校に勤務する教員は、地方公務員ですが、一般には教育公務員と呼ばれます。したがって、服務については地方公務員法（以下「地公法」という。）により規定されていますが、教員には、その職務の性質上、地公法の特別法としての教育公務員特例法（以下「教特法」という。）の規程も併せて適用されます。

教員の服務の基本的な姿勢については、地公法第 30 条に「すべて職員は、全体の奉仕者として公共の利益のために勤務し、且つ、職務の遂行に当つては、全力を挙げてこれに専念しなければならない。」と規定されています。また、教育基本法第 9 条第 1 項にも「法律に定める学校の教員は、自己の崇高な使命を深く自覚し、絶えず研究と修養に励み、その職責の遂行に努めなければならない。」と規定されています。

このことについては、特に留意する必要があります。皆さんは、教員としての第一歩を踏み出したとき、この基本的な姿勢について、「教育公務員としての責務を深く自覚し、全体の奉仕者として誠実かつ公正に職務を執行することを固く誓います。」と「服務の宣誓」を行ったわけです。このことは常に心に留めておきましょう。

それでは、次に「服務」に関する主要な規程を具体的に見ていきます。

(1) 職務上の義務

ア サービスの宣誓

地公法第 31 条の規定に基づく条例の定めにより、先に記したとおり、サービスの宣誓をしなければならないとされています。

イ 職務に専念する義務

公務員には職務に専念することが義務付けられています。仕事に専念することはいずれの社会でも当然のことですが、公務員には特に法律でそのことが明記されています。

地公法第 35 条に「職員は、法律又は条例に特別の定がある場合を除く外、その勤務時間及び職務上の注意力のすべてをその職責遂行のために用い、当該地方公共団体がなすべき責を有する職務にのみ従事しなければならない。」と定められています。

ここで注意することは、条文中の「法律又は条例に特別の定がある場合を除く外」の規定です。職務専念義務には例外があり、職務専念義務の免除（以下「職専免」という。）として法律又は条例で定められています。地公法の精神に反しない中で、職専免に該当するものとしては以下のようなものがあります。

① 地方公務員法関係

- ・ 休職（第 27 条第 2 項、第 28 条第 2 項）
- ・ 停職（第 29 条第 1 項）
- ・ 職員団体の専従休職（第 55 条の 2）

② 教育公務員特例法関係

- ・ 教員が本属長の承認を受けて勤務場所を離れて研修を行う場合（第 22 条第 2 項）

③ 労働基準法関係

- ・ 休憩（第 34 条）
- ・ 年次有給休暇（第 39 条）
- ・ 産前産後の休暇（第 65 条）
- ・ 育児時間（第 67 条）
- ・ 生理休暇（第 68 条）

その他、条例に基づく免除に「学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例」と「職務に専念する義務の特例に関する条例」があります。「職務に専念する義務の特例に関する条例」に該当する事項は以下の場合です。

- ① 研修を受ける場合
- ② 厚生に関する計画の実施に参加する場合
- ③ 前に規定する場合を除く外、人事委員会が定める場合

ただし、市町村立学校教職員については市町村の教育委員会教育長、県立学校教職員については県教育委員会教育長の承認を、あらかじめ得る必要があります。

ウ 法令等及び上司の職務上の命令に従う義務

言うまでもなく、公務員は法令と上司の職務上の命令に従わなければなりません。

地公法第 32 条に「職員は、その職務を遂行するに当つて、法令、条例、地方公共団体の規則及び地方公共団体の機関の定める規程に従い、且つ、上司の職務上の命令に忠実に従わなければならない。」と明記されています。

「上司の職務上の命令」は、一般に「職務命令」と言われます。職務命令といふとなんとなく高圧的なニュアンスを感じさせますが、学校運営に当たつての校務分掌や学級担任なども、法令的には校長の決定による職務命令に含まれます。

(2) 身分上の義務

ア 秘密を守る義務

地公法第 34 条第 1 項に「職員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、また、同様とする。」と明記されています。

これは一般に「守秘義務」と言われるものです。学校には児童生徒の個人情報などがたくさんあります。「埼玉県個人情報保護条例」も踏まえて十分注意する必要があります。後述の「5 教職員事故防止と倫理観の確立 (4) 個人情報の適正な管理」(P18)も参照してください。

イ 信用失墜行為の禁止

地公法第 33 条に「職員は、その職の信用を傷つけ、又は職員の職全体の不名誉となるような行為をしてはならない。」と明記されています。

教員が児童生徒に与える影響は大きいので教員には、一般の公務員より高い倫理性が求められています。

犯罪行為はもとより、社会的に非難を受けるような行動や言動があつてはなりません。特に、体罰、飲酒運転、わいせつ行為、個人情報の紛失事案には厳しい指導や処分が行われています。

ウ 争議行為等の禁止

地公法第 37 条第 1 項に「職員は、地方公共団体の機関が代表する使用者としての住民に対して同盟罷業、怠業その他の争議行為をし、又は地方公共団体の機関の活動能率を低下させる怠業的行為をしてはならない。又、何人も、このような違法な行為を企て、又はその遂行を共謀し、そそのかし、若しくはあおつてはならない。」と規定され、地方公務員としての争議行為を禁止することが明記されています。

エ 政治的行為の制限

地方公務員が政治的目的をもって、政治的行為をすることの制限は、地公法第 36 条に規定されていますが、教員に対してはこの規定は適用されませんので、注意する必要があります。公立学校の教員には、教特法第 18 条の規定により、国家公務員の例によることとされますので、国家公務員法第 102 条が適用されます。それには以下のように規定されています。

「職員は、政党又は政治的目的のために、寄附金その他の利益を求め、若しくは受領し、又は何らの方法を以てするを問わず、これらの行為に参与し、あるいは選挙権の行使を除く外、人事院規則で定める政治的行為をしてはならない。

2 職員は、公選による公職の候補者となることができない。

3 職員は、政党その他の政治的団体の役員、政治的顧問、その他これらと同様な役割をもつ構成員となることができない。」

これを受けて、「人事院規則 14-7」で政治的行為の制限を具体的に規定しています。他に「義務教育諸学校における教育の政治的中立の確保に関する臨時措置法」などの規程による制限もあります。

オ 営利企業への従事等の制限

地公法第 38 条に「職員は、任命権者の許可を受けなければ、商業、工業又は金融業その他営利を目的とする私企業を営むことを目的とする会社その他の団体の役員その他人事委員会規則で定める地位を兼ね、若しくは自ら営利企業を営み、又は報酬を得ていかなる事業若しくは事務にも従事してはならない。」と規定されています。

公務員は勤務時間の内外を問わず、原則として営利企業に従事することが禁止されています。

ただし、教育公務員には、教特法第 17 条の規定により、一部特例があります。